

# 訪問看護・介護予防訪問看護 重要事項説明書

<令和7年4月1日現在>

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
広島県指定 第 3460190477 号

当事業所はご契約者に対して指定訪問看護〔介護予防訪問看護〕サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## ◇◆目次◆◇

1. 事業者（法人）の概要
2. 事業所の概要
3. サービスの内容
4. 費用
5. 事業所の特色等
6. サービスの内容に関する苦情・相談
7. 緊急時における対応方法
8. 緊急時訪問看護体制
9. 事故発生時の対応
10. 損害賠償
11. ご利用者へのお願い

## 1 事業者（法人）の概要

- 1) 法人名 T&T ネットワーク株式会社
- 2) 代表者氏名 藤井 正大
- 3) 設立年月日 昭和63年 10月31日

## 2 事業所の概要

- 1) 事業所名称及び事業所番号
  - ① 事業所名 訪問看護ステーション中野
  - ② 所在地 広島市安芸区中野2丁目3-11
  - ③ 連絡先 TEL (082) 893-6088  
FAX (082) 820-2212
  - ④ 事業所番号 指定 第3460190477号
  - ⑤ 管理者氏名 藤原 美保

## 2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		職務の内容	
		常勤(人)	非常勤 (人)		
管理者	1	1		管理業務・訪問看護	
訪問 看護 師	保健師				
	看護師	8	3	5	訪問看護
	准看護師				訪問看護
	理学療法士	2	2		訪問看護
	作業療法士	1	1		訪問看護
事務職員等	1		1	事務・看護補助者	

※常勤職員の正規の勤務時間帯は9：00～18：00です。

## 3) 事業の実施地域

事業の実施地域	安芸区（中野、中野東、船越、船越南、畑賀、瀬野 瀬野西、上瀬野、矢野西） 安芸郡海田町
---------	---

## 4) 営業日・営業時間

営業日	営業時間	サービス提供時間
平日	9:00～18:00	9:00～17:00
緊急時対応等	時間にかかわらず対応	

※土曜日、日曜日、祝祭日、お盆、年末年始は原則としてお休みさせていただきます。

## 3 サービスの内容

自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により当訪問看護ステーションの看護師等が定期的に訪問し、①～⑧等の必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。

- ① 健康のチェック（血圧・体温・呼吸・脈拍等）や助言
- ② 日常生活の援助（入浴、清拭、洗髪、食事や排泄の介助等）
- ③ 床ずれの予防、処置
- ④ 療養生活や介護方法の指導、助言
- ⑤ 医療器具の交換、管理その他医師の指示による医療処置
- ⑥ 認知症の看護
- ⑦ 終末期の看護
- ⑧ 在宅リハビリテーション看護

## 4 費用

### 1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割または2割、3割の額が利用者の負担額となります。

#### 【料金表】

	訪問看護	予防訪問看護
◆ 所定時間20分未満の場合	314単位	303単位
◆ 所定時間30分未満の場合	471単位	451単位
◆ 所定時間30分以上1時間未満の場合	823単位	794単位
◆ 所定時間1時間以上1時間30分未満の場合	1128単位	1090単位
◆ 理学療法士等の場合 1回(20分)あたり	294単位	284単位

- ※ ただし、20分未満の訪問を希望される方は、週に1回以上20分以上の訪問看護〔介護予防訪問看護〕を実施している場合に限りです。
- ※ 准看護師による訪問看護〔介護予防訪問看護〕サービスの提供については、所定単位数に90%を乗じて減額します。
- ※ 料金の算定につきましては、利用単位数の合計に1単位当たりの単価10.70円を掛けた数の1割・2割または3割の額が利用者負担金となります。又、料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ※ 訪問看護ステーションからの理学療法士等の訪問について、看護業務の一環として、看護職員に代わってリハビリテーションを中心に行うサービスになります。サービス開始時、状態変化時など定期的に看護職員が訪問を行う必要があります。

#### 《加算項目》

加算項目	加算内容	単位	算定同意
初回加算Ⅰ	新規に訪問看護計画を作成したご利用者に対して、病院、診療所等から退院した日に訪問看護を提供した場合	初回に350単位	必要時
初回加算Ⅱ	新規に訪問看護計画を作成したご利用者に対して訪問看護を提供した場合	初回に300単位	必要時
退院時共同指導加算	入院中に訪問看護ステーションの看護師等が医療機関と共同し在宅での療養上必要な指導を行った場合	1回につき600単位	必要時

緊急時訪問加算 I	次に掲げる基準のいずれにも適合すること (1) 24時間対応体制があり、利用者の同意のもとに緊急時訪問を必要に応じて行う場合 ※1月以内の2回目以降の緊急訪問については早朝・夜間・深夜加算あり (2) 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること	1月につき600単位	必要時
緊急時訪問看護加算 II	緊急時訪問看護加算 I の(1)に該当するものであること	1月につき574単位	必要時
夜間早朝訪問加算	夜間(18:00~22:00)または早朝(6:00~8:00)に訪問看護を行った場合	1回につき所定単位数の100分の25	必要時
深夜訪問加算	深夜(22:00~6:00)に訪問看護を行った場合	1回につき所定単位数の100分の50	必要時
複数名訪問加算	利用者の状況から判断して一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合	2人の看護師等が訪問 30分未満 254単位 30分以上 402単位 看護師と看護補助者が訪問 30分未満 201単位 30分以上 317単位	必要時
長時間訪問加算	特別な管理を必要とする利用者に対し、訪問看護の所要時間の通算が1時間30分以上となる場合	1回につき300単位	必要時
特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者(厚生労働大臣が定める状態にある方に限る)に対して、サービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合	1月につき (I) 500単位 (II) 250単位	必要時
ターミナルケア加算	在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合	1月につき2500単位	必要時

サービス提供体制強化加算Ⅰ	算定要件を満たすとき	訪問1回毎に6単位	必要時
サービス提供体制強化加算Ⅱ	算定要件を満たすとき	訪問1回毎に3単位	必要時
看護体制強化加算	算定要件を満たすとき	1月につき (Ⅰ) 600単位 (Ⅱ) 300単位	必要時
専門管理加算	イ. 緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合 ロ. 特定行為研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合	1月につき250単位	必要時
遠隔死亡診断補助加算	看取りに係る研修を受けた看護師が、主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合	1回につき150単位	必要時
口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、歯科医療機関及び介護支援専門職員に対し、結果を情報提供した場合	1回につき50単位	必要時

- ・介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は1ヶ月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。  
※介護保険制度の改正に伴い、利用料金が変更になることがあります。

## 2) その他の費用

- サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、お客様の負担となります。
- 衛生材料費は実費となります。
- 通常の営業地域以外については、所定の交通費（実費相当額）を申し受けます。自動車を使用した場合は、路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収させていただきます。
- 自宅近隣に駐車スペースがない場合、コインパーキングを利用させていただきます。その代金につきましては利用者負担となります。

## 3) キャンセル料

ご利用者の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、ご利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の2日前までに連絡があった場合	無 料
利用日の前日に連絡があった場合	無 料
利用日の前日までに連絡がなかった場合	交通費・必要経費を勘案して一律1000円

## 4) 利用料等のお支払方法

- サービス利用料等につきましては、口座振替にて徴収させていただきます。
- 口座振替は、当月の代金が翌月27日に引き落とされます。

# 5 事業所の特色等

## 1) 事業の目的

在宅での療養を希望する寝たきり、又は寝たきりに準ずる状態にある患者や家族に対して、療養生活に必要な知識・技術の提供と指導により、患者や家族がQOL（生活・生命・人生の質）を高められるように、看護サービスの提供を行うことを目的とする。

## 2) 運営方針

事業の実施にあたっては、その目的と理念に基づくとともに、介護保険制度の趣旨に従い、関係市町村、医療機関、居宅介護支援事業者、その他のサービス関係者等との連携を図り、より統合されたシステムとして運営できるよう努める。

## 3) 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、関連法令に基づき次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに、これを市町村に通報します。
- ②研修等を通じて、従業者は人権意識の向上や知識、技術の向上を行います。
- ③個別支援計画の作成など適切な支援を実施します。
- ④従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備を行います。

## 6 サービス内容に関する苦情・相談

サービス内容に関する苦情・相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者	管理者
	ご利用時間	上記営業時間と同様
	ご利用方法	電話（082-893-6088） 面接（当事業所相談室）
	安芸区介護保険課	（082-821-2823）
	海田町高齢福祉課	（082-823-9609）

## 7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにご利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

主治医	病院名及び 所在地	
	氏 名	
	電 話 番 号	
緊急時連絡先 (家族等)	氏名（続柄）	( )
	住 所	
	電 話 番 号	

## 8 緊急時訪問看護体制

当事業所では、利用者及びその家族から電話等により看護に関する意見を求められたときは、常時連絡・相談ができる体制にあります。（但し、担当看護師が対応するとは限りません）また、居宅介護支援計画（ケアプラン）の中にない緊急時訪問を必要に応じて行う場合もあります。

なお、点滴等の医療行為には医師の診断と指示を必要とします。従いまして、営業日・営業時間外の場合は、医療行為の対応をしかねることもありますので、予めご了承ください。

## 9 事故発生時の対応

当事業所は、ご利用者に対する指定訪問看護〔介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者の家族、ご利用者に関係する居宅介護支援事業所に対して連絡を行う等の必要な措置を講じます。

## 10 災害発生時の対応

地震、台風、火災等の災害が発生し、著しくサービスの提供が困難と考えられる時はサービスの提供を一旦見合わせ、安全確認・サービス提供体制等の準備が整い次第、サービスの再開を順次行います。また、災害発生時必要となる物資（備品など）の備蓄にも努めてまいります。

## 11 損害賠償

当事業所は、以下の内容で損害賠償保険に加入しています。当事業所が利用者に対して賠償すべき事故が起こった場合は、誠実に対応するとともに、契約書第19条に基づき、金銭等により賠償をいたします。

加入保険名	看護事業者総合賠償保険（東京海上日動）
保険の内容	【対人】1名1事故1億円 【財物】1事故3,000万円
賠償できる事項	訪問中の事故、人格権侵害、家財破損等
当事業所の 連絡担当者	(担当者) 管理者 (連絡先) 082-893-6088

## 12 利用者へのお願い

- ・ サービス利用の際には、介護保険被保険者証等を提示して下さい。

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意下さい。

- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借等の取り扱いはいたしかねますので、予めご了承下さい。
- ② 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能維持や回復のため療養上のお世話や診療の補助を行うこととされておりますので、ご了承下さい。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、遠慮いたします。
- ④ ペットをゲージに入れる、リードにつなぐ等のご協力をお願いします。
- ⑤ 看護師又は事業所職員への暴言・暴力・ハラスメントその他迷惑行為は固く禁止します。